

第三十一回国会 社会労働委員会 議 録 第九号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君

小川 半次君

龜山 孝一君

藏内 修治君

齋藤 邦吉君

武知 勇記君

谷川 和穂君

中山 マサ君

二階堂 進君

福田 一君

本名 武君

山下 春江君

出席國務大臣

労働 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

労働政務次官 生田 安一君

労働基準監督官 (労働基準局長) 堀 秀夫君

委員外の出席者

専門 員 川井 章知君

二月十九日

委員大石武一君、川崎秀二君、中村

三之丞君、野澤清人君、藤本捨助君、

古川丈吉君、山田彌一君及び八木昇

君辞任につき、その補欠として福永

一臣君、本名武君、武知勇記君、永

田亮一君、久野忠治君、福家俊一君、

福田一君及び中村英男君が議長の指

名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

最低賃金法案(内閣提出第二三三号)

○園田委員長 これより会議を開きます。

去る十七日の理事会において、本十九日定刻より開会し、両党理事の話し合いによって小林進君の質疑より継続開始、続いて社会党より提案の修正案の提案理由の説明を聴取することまでは話し合いがなっており、またこのころ、本朝に至りまして、社会党の理事より自由民主党の理事に、労働大臣に対する予算委員会における緊急質問、これを先によつて後社会労働委員会を開けとの申し出があり、自由民主党の理事はこれを拒否せられました。その後理事相互間並びに両党対策委員長の間に数回折衝になり、その相談は話し合いまゝとらず、よつて自由民主党の理事より、再三にわたつて社会党の諸君に出席を要求せられました。しかるところ社会党においては、両党の話し合いの決裂した上は、全委員会に出席しないので、本委員会に出席しないとの申し出でございます。まことに遺憾でございますが、衆議院規則六十七条、三分の一以上の要求がありますから、委員会を開催をいたします。

内閣提出の最低賃金法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。小林進君が通告しておられるが出席がございません。

○二階堂委員 動議を提出いたします。

す。すなわち本政府提案についての質疑は直ちに終局せられんことを望みます。

○園田委員長 二階堂君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○園田委員長 起立全員。よつて本動議は可決せられました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、多賀谷眞稔君外二名より最低賃金法案に対する修正案が提出されておりますので、提出者よりその趣旨の説明を聴取いたします。多賀谷眞稔君。

最低賃金法案に対する修正案
最低賃金法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十九条」を「第十六条」に、「第二十条」を「第十七条」に、「第二十五条」を「第二十二條」に、「第二十六条」を「第二十三條」に、「第三十二条」を「第二十九條」に、「第三十三条」を「第三十條」に、「第四十三条」を「第四十條」に、「第四十四条」を「第四十一條」に、「第四十六條」を「第四十三條」に改める。

第一条中「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に依り」を「すべての労働者について、又は全国若しくは一定の地域における一定の事業若しくは職業の種類ごとにその労働者について」に改める。

第二条第五項第一号中「支払うもの」の下に「のうちの労働の対価に相当するもの」を加え、同項第二号中「同号の物品の売渡について家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額」を「のうちの労働の対価に相当するもの」に改める。

て」に改める。

第三条中「類似の労働者賃金及び通常の事業の賃金支払能力」を「一般賃金水準その他の事情」に改める。

第五条第一項及び第二項中「最低賃金の適用を受ける」を削る。

第八条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「軽易な業務に従事する者」を削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 十五歳に満たない児童

第九条及び第十條を次のように改める。

(すべての労働者についての最低賃金)
第九條 労働大臣は、中央最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、すべての労働者についての最低賃金の決定をしなければならない。

2 前項の規定による最低賃金の決定については、国会の承認を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、この条の規定の施行後最初の国会の常会の召集後五日以内に前項の規定による国会の承認を求める手続をしなければならない。

ばならない。

(一定の事業又は職業に従事する労働者についての最低賃金)

第十條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業又は職業に従事する労働者について、当該労働者の労働の質と量等にかんがみ、その最低賃金額を前条の規定により決定された最低賃金において定める最低賃金額をこえる額で決定することが相当であると認めるときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その議決を経て、当該労働者についての最低賃金の決定をすることができる。

2 次に掲げる者は、労働省令で定めるところにより、前項の規定による最低賃金を決定するよう労働大臣又は都道府県労働基準局長に申出をすることができる。この場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、すみやかに、最低賃金審議会の調査審議を求めなければならない。

一 当該一定の事業若しくは職業に従事する相当数の労働者又は当該労働者の団体及び当該労働者を使用する使用者又はその団体

二 当該一定の事業若しくは職業に従事する労働者の最低賃金の決定について利害関係を有し、又は当該労働者に係る労働条件

の決定に慣行的に参加している労働組合その他の労働者の団体
3 最低賃金審議会は、第一項の規定による最低賃金の決定をするに
調査審議し、適当であるかについて
調査審議し、適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、適当な勧告をする
ことができる。この場合には、同条第二項の規定を準用する。
第十三条に次の二項を加える。
4 中央最低賃金審議会は、毎年、少くとも一回、第九条の規定による最低賃金が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告するものとし、同条の規定による最低賃金が適当でないときは、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。
5 第十条第三項の規定は同条の規定による最低賃金の改正又は廃止の決定及び第三項の規定による改正又は廃止の決定について、同条同項後段の規定は前項の規定による勧告があつた場合に、準用する。

第十二条を次のように改める。
(最低賃金額の別段の定)
第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項又は第十条第一項の規定により最低賃金の決定をする場合には、職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十五条第一項又は第十六条第一項の規定を受けて行われる職業訓練を受ける労働者の最低賃金額について、当該職業訓練に必要な限度で、別段の定をすることができる。
第十三条第二項中「第九条第一項、第十条又は」を削り、「認めるときは」の下に「最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九条第一項、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

労働大臣は、第九条の規定による最低賃金が適当でなくなつたと認めるときは、中央最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、同条の規定による最低賃金の改正の決定をすることができ
る。この場合には、同条第二項の規定を準用する。
第十三条に次の二項を加える。
4 中央最低賃金審議会は、毎年、少くとも一回、第九条の規定による最低賃金が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告するものとし、同条の規定による最低賃金が適当でないときは、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。
5 第十条第三項の規定は同条の規定による最低賃金の改正又は廃止の決定及び第三項の規定による改正又は廃止の決定について、同条同項後段の規定は前項の規定による勧告があつた場合に、準用する。

第十四条から第十六条までを削り、第十七条を第十四条とし、以下順次三条ずつ繰り上げる。
新第十四条第一項中「最低賃金に関する決定」を「第九条若しくは第十三条第一項の規定による最低賃金に関する同会の承認を受けたとき、又は第十条、第十一若しくは第十三条第二項若しくは第三項の規定による最低賃金に関する決定」に改め、同条第二項中「第十条、」を「第九条及び第十三条第一項の規定による最低賃金に関する決定は、前項の規定による公示の日から起算して三箇月を経過した日から、第十条第一項及び」に改め、「及び前条第一項」を削り、「三十日」を「一箇月」に、「その他の最低賃金に関する決定」を「最低賃金の廃止の決定」に改め、「(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)」を削る。
新第十五条中「第九条第一項、第十条又は」及び「業者間協定又は」を削る。
新第十六条中「最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第十七条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を同条第二項とする。
労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、委託者及び家内労働者に適用する最低賃金の決定をしなければならない。
新第十八条第二項中「三十日」を「一箇月」に改める。
新第十九条第一項中「最低賃金」を「家内労働者」と同一又は類似の業務に従事する労働者の賃金水準」に改める。
新第二十条第一項及び第二項中「最低賃金の適用を受ける」及び「同条第二項中「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。

新第二十五条第二項及び第三項を削る。
新第二十六条の見出し中「及び特別委員」を削り、同条第一項中「委員は」を「労働者を代表する委員は労働組合の推薦に基いて、使用者を代表する委員は使用者の団体の推薦に基いて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の同意を経て」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び特別委員」を削り、同項を同条第四項とする。
新第二十八条第二項中「第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正の決定」を「第十条の規定による最低賃金の決定若しくはその最低賃金の改正の決定又は最低賃金の改正の決定若しくはその最低賃金の改正の決定」に改め、同条第五項中「第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第五項」を「第二十六條第一項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 労働者の二分の一以上が女子である事業若しくは職業に係る最低賃金又は家内労働者の二分の一以上が女子である物品に係る最低賃金に關して置かれる専門部会の公益を代表する委員は、そのうちに少くとも一人の女子が含まれるよう任命しなければならない。
新第三十三條第一項中「第九条第一項、第十条、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及び第二十條」を「第十条、第十一條、第十三條」に改め、第三項及び第五項並びに第十七條に改め、同条第二項中「その改正」を「中央最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、その改正」に改め、同条第三項を削る。
新第三十八條第二項から第四項までを削る。
新第三十九條第二項中「第十六條第一項」を「第十條」に、「その改正」を「その最低賃金の改正」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を次のように改める。
4 第二十八條第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。
新第四十一條中「第二十三條」を「第二十條」に改める。
新第四十二條第一号中「第十九條、第二十四條又は第二十五條」を「第十六條、第二十一條又は第二十二條」に、同条第二号中「第三十五條」を「第三十二條」に、同条第三号中「第三十八條」を「第三十五條」に改める。

新第二十条第一項及び第二項中「最低賃金の適用を受ける」及び「同条第二項中「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第二十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第三十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第四十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第五十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第六十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第七十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第八十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十一条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十二条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十三条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十四条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十五条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十六条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十七条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十八条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第九十九条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。
新第一百条中「最低賃金の適用を受ける」及び「当該最低賃金の適用を受ける」を削る。

新第二十五条第二項及び第三項を削る。
新第二十六条の見出し中「及び特別委員」を削り、同条第一項中「委員は」を「労働者を代表する委員は労働組合の推薦に基いて、使用者を代表する委員は使用者の団体の推薦に基いて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の同意を経て」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び特別委員」を削り、同項を同条第四項とする。
新第二十八条第二項中「第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正の決定」を「第十条の規定による最低賃金の決定若しくはその最低賃金の改正の決定又は最低賃金の改正の決定若しくはその最低賃金の改正の決定」に改め、同条第五項中「第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第五項」を「第二十六條第一項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 労働者の二分の一以上が女子である事業若しくは職業に係る最低賃金又は家内労働者の二分の一以上が女子である物品に係る最低賃金に關して置かれる専門部会の公益を代表する委員は、そのうちに少くとも一人の女子が含まれるよう任命しなければならない。
新第三十三條第一項中「第九条第一項、第十条、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及び第二十條」を「第十条、第十一條、第十三條」に改め、第三項及び第五項並びに第十七條に改め、同条第二項中「その改正」を「中央最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、その改正」に改め、同条第三項を削る。
新第三十八條第二項から第四項までを削る。
新第三十九條第二項中「第十六條第一項」を「第十條」に、「その改正」を「その最低賃金の改正」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を次のように改める。
4 第二十八條第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。
新第四十一條中「第二十三條」を「第二十條」に改める。
新第四十二條第一号中「第十九條、第二十四條又は第二十五條」を「第十六條、第二十一條又は第二十二條」に、同条第二号中「第三十五條」を「第三十二條」に、同条第三号中「第三十八條」を「第三十五條」に改める。

○國田委員長 たいだいま修正案の提出者に対し出席を求めておりましたが、出席がございません。従って、修正案の趣旨説明をおやりにならないものと認め、ただいまお手元に配付の最低賃金法案に対する修正案の提案理由の説明、修正案をお配りしてございませう。これの配付によって趣旨説明にかえることを了承するに御異議ありませんか。
○「異議なし」と呼ぶ者あり。
○國田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、これより修正案に対する質疑を行います。質疑の通告がございます。五島虎雄君、大原亨君、八木一男君でございますが、出席はございません。

○二階堂委員 動議を提出いたします。これにて政府原案及び修正案に対する質疑、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○園田委員長 二階堂君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって、本動議は可決せられました。原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。続いて討論に移ります。

○二階堂委員 討論は省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○園田委員長 二階堂君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって最低賃金法案並びにこれに対する修正案に対する討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず最低賃金法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○園田委員長 起立者なし。念のため反対の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、本修正案は否決されました。

次に原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○園田委員長 起立総員。よって内閣提出の最低賃金法案は、原案の通り可決いたしました。

決いたしました。（拍手）

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕

最低賃金法案（内閣提出第二三三）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局